

議案第 5 3 号

杉並区自治基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区自治基本条例の一部を改正する条例

杉並区自治基本条例（平成 1 4 年杉並区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て」を「区の最上位の計画であり」に改め、「基本構想を」の次に「区議会の議決を経て」を加え、「基本計画等」を「、総合的な施策に関する計画等（次項において「総合計画等」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する基本計画等」を「総合計画等」に、「進捗状況」を「進捗状況」に改める。

第 2 7 条第 4 項中「第 8 項まで」を「第 9 項まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 杉並区区民等の意見提出手続に関する条例（平成 2 1 年杉並区条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号ア中「基本構想」の次に「（自治基本条例第 1 4 条第 1 項の規定により定めるものをいう。次号アにおいて同じ。）」を加える。
- 3 杉並区基本構想審議会条例（平成 2 2 年杉並区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の基本構想」の次に「（杉並区自治基本条例（平成 1 4 年杉並区条例第 4 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により定めるものをいう。次条において同じ。）」を加える。
- 4 杉並区まちづくり条例（平成 1 4 年杉並区条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 条第 4 項の規定

に基づき」を「杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号）第14条第1項の規定により」に改める。

（提案理由）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、基本構想に関する規定を改める等の必要がある。

杉並区自治基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(基本構想等)</p> <p>第14条 区は、<u>区の最上位の計画であり</u>、<u>区政運営の指針となる基本構想を区議会の議決を経て定めるとともに、その実現を図るため、総合的な施策に関する計画等(次項において「総合計画等」という。)</u>を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。</p> <p>2 区は、<u>総合計画等</u>のうち<u>主要なもの</u>について、目標に対する<u>進捗状況</u>の管理を行うとともに、毎年度1回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第27条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から<u>第9項まで</u>、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p>	<p>(基本構想等)</p> <p>第14条 区は、<u>地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を</u>定めるとともに、その実現を図るため<u>基本計画等</u>を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。</p> <p>2 区は、<u>前項に規定する基本計画等</u>のうち<u>主要なもの</u>について、目標に対する<u>進捗状況</u>の管理を行うとともに、毎年度1回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第27条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から<u>第8項まで</u>、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p>

附則第2項による改正（杉並区区民等の意見提出手続に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 策定 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。</p> <p>ア 基本構想（<u>自治基本条例第14条第1項の規定により定めるものをいう。次号アにおいて同じ。</u>）</p> <p style="padding-left: 40px;">策定及び改定</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>（4） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 策定 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。</p> <p>ア 基本構想_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="padding-left: 40px;">策定及び改定</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>（4） 略</p>

附則第3項による改正（杉並区基本構想審議会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（設置）</p> <p>第1条 杉並区の基本構想（<u>杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号）第14条第1項の規定により定めるものをいう。次条において同じ。</u>）を策定するため、区長の附属機関として、杉並区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 杉並区の基本構想_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を策定するため、区長の附属機関として、杉並区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

